

<報道発表資料>  
(経済同時)

令和7年3月27日  
京都市産業観光局企業誘致推進室

## 企業立地促進のための補助制度を充実

～「世界に唯一」を目指し、知と技術を創発する企業立地促進プロジェクト～

京都市では、京都経済の活性化や雇用創出に向け、令和4年度以降、市内企業の事業拡大支援に加え、首都圏スタートアップを中心に市外企業の誘致に取り組むとともに、令和5年度には都市計画の見直しと連動して、企業立地支援策を集中的に投入する「京都駅南オフィス・ラボ誘導プロジェクト『京都サウスベクトル』」を始動し、企業立地を強力に促進しています。

この度、新たに策定する“新京都戦略”の下、企業立地の更なる促進に向けて、オフィスやレンタルラボの建設、市内での事業拡大や京都進出に活用できる補助制度を充実します。

### 【補助制度概要】※充実分のみを記載

#### ● テナントオフィス・レンタルラボを新增設する企業向け

新增設した建物・設備の固定資産税・都市計画税相当額を補助する制度を充実【R7～R9限定】

- ・ 上限金額 1億円 → 3億円
- ・ 交付期間 2年間 → 5年間
- ・ 大規模テナントオフィスビル立地支援制度について、  
補助対象地域に京都駅北側の一帯（高度利用地区（京都駅周辺地区のA地区・B地区））を追加

#### ● 市内で事業拡大する企業向け

公的インキュベーション施設を退去して京都リサーチパークに入居する企業への賃料補助制度を充実

- ・ 対象のインキュベーション施設を追加（京都市成長産業創造センター、イノベーションハブ京都）

#### ● 市外から進出する企業向け

市内居住の常時雇用者数に応じて補助する制度を充実

- ・ 上限金額 2,000万円 → 5,000万円
- ・ 交付単価 最大20万円 → 最大80万円（要件を満たすごとに加算）

進出検討のためのコワーキング利用料・交通費を補助する制度を充実【海外企業限定】

- ・ 上限金額 50万円 → 100万円
- ・ 対象期間 3箇月 → 6箇月

※補助制度の概要は別紙1、詳細は別紙2

### 【実施日】

令和7年4月1日

<お問合せ先>

京都市産業観光局企業誘致推進室（電話：075-222-4239）



What if I work and live in Kyoto...

Kyo-Working